

同(不破哲二君紹介)(第二六五八号)
同(藤田スミ君紹介)(第二六五七号)
同(古堅実吉君紹介)(第二六五八号)
同(正森成二君紹介)(第二六五九号)
同(松本善明君紹介)(第二六六〇号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二六六一号)
同(山原健二郎君紹介)(第二六六二号)
同(吉井英勝君紹介)(第二六六三号)
は本委員会に付託された。

十二月三日

所得税の大幅減税等に関する陳情書外七件(宇都宮市堀田一の一の二〇栃木県議会内西川公也外七名)(第二五〇号)
消費税率の引き上げ反対に関する陳情書外二件(兵庫県尼崎市東難波町五の二一の七上田敏男外二名)(第一五一号)
自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減に関する陳情書(大阪府豊中市中桜塚三の一の一豊中市議会内植木邦比古)(第一五二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第一六号)
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出第一七号)

○宮地委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案の両案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。藤井大蔵大臣。

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤井國務大臣 ただいま議題となりました平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成五年度第二次補正予算におきましては、税収が第一次補正後予算に対し大幅な減収となることとが避けられない見通しである一方、緊急経済対策や冷害等対策など特に緊要となった事項等について措置を講ずる必要が生じております。このため、政府は、既定経費の節減等に最大限の努力を払うとともに、追加財政需要につきましても極力圧縮し、さらに、やむを得ざる措置として、公共事業関係費の追加に対応するもの等について建設公債を追加発行することとしたしております。

しかしながら、これらをもつてしてもなお財源が不足することから、特例的な措置として、当初予定していた国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等を停止することとし、このため、本法律案を提出した次第であります。

なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を実施するとともに、地方公共団体等に対し相当額の償還時補助金を交付することと

し、このため必要となる措置を講ずることとしたしております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第二条第二項に規定する前年度首国債総額の百分の一・六に相当する金額及び同法第二条ノ二第一項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割りに相当する金額とされておりますが、平成五年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

次に、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成五年度におきまして、低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、同勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みであります。政府は、この再保険金の支払い財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、借入金についてであります。平成五年度の再保険金の支払い財源の不足に対しては、不足額が極めて多額に上っている一方、一般会計が立ち至っていることに深刻な状況にかんがみ、農業共済再保険特別会計において借入金により対処することとしたしますが、これに係る債務を弁済するため、同特別会計において借入金をすることができるとしてしております。

第二は、一般会計からの繰り入れについてであります。

借入金に係る利子については、農業共済再保険特別会計に利子負担を負わせないため、一般会計が負担することとし、一般会計から利子の財源を

同特別会計の農業勘定に繰り入れることとしております。これにより今回の措置は、同特別会計の農業勘定にとり、再保険金の支払い財源の不足に係る従来の一般会計からの繰り入れによる措置と実質的に同様の措置となるものであります。

また、借入金の償還金についても、再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、その財源に充てるため、一般会計から繰り入れることができることとしております。

第三は、食糧管理特別会計からの繰り入れについてであります。

平成五年度の米穀の減収に対処するため緊急特例的に行われる米穀の輸入により、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずることとなる利益について、借入金の償還金の財源に充てるため、同勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとしております。

その他、農業共済再保険特別会計からの繰り戻しについて、本年の被害は極めて大規模なものであり、農家の共済掛金負担の軽減を図る見地から、著しく異常な災害に係る再保険金については共済掛金率に反映させないこととし、このため、借入金の償還金に充てるための繰入金のうち、著しく異常な災害に係る再保険金の部分については繰り戻しを要しないこととする等の措置を講ずることとしております。

以上が、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○宮地委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。塩崎恭久君。

○塩崎委員 自由民主党の塩崎恭久でございます。藤井大蔵大臣におかれましては、予算委員会に引き続きの御出席で大変お疲れかと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

ただいま御説明のありました法案につきまして、私の後、石原委員から御質問をさせていただきますというところで、私の方からは、景気の現状についての問題、経済対策の今後の見通し、そして土地税制、それから金融機関の不良資産の問題、この点につきまして順次御質問させていただきますというわけでございます。

ここに至りまして、細川政権も景気の深刻さについて深く理解をされ始めてきたなということをやっと私たちも感じるようになってきたような状況でございますが、自由民主党も九月九日に既に経済対策を出しておるわけでございます。その中で、所得税減税も明確に打ち出し、また、土地税制の改革についても打ち出しておるわけでございます。

政府におかれましてもその後対策を打ち出しましたが、一向に实体经济への反応が出てこないというところでございまして、ここにきて大蔵大臣も通産大臣とお話をされておたり、それから新聞等々で拝見をいたしますと、パッケージを出すんだというようなお話も漏れ伝わってきているわけでございます。

景気がここまで冷え込んできた、このことについてはもうだれしもが認めることだと思うわけでございまして、この原因について、大臣のようにお考えになっているか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○藤井国務大臣 経済の現状は、今塩崎委員のおっしゃるとおり大変重大な局面にあるように思っております。三年を超す景気回復が行われていないという実態が事実だと思っております。

そういう中で、実は前内閣のときに企画庁長官が、若干様相が変わってきたということを言われ

たことが春先にあるのでございます。私は、経済である以上は必ずサイクルを描いている面があるのだと思っております。そのサイクルが少し様子がよくなってきたぞということ、前内閣の企画庁長官が言われたのだと思っております。

これについては、その後の冷夏、長雨、そして急速な円高、これが非常に効果を減殺したというか、そういう動きをつぶしてしまつたということ、は事実だと思っております。これは、私は九月二十五日のG7において声を大きくして言つてまいりました。

同時に、今回の経済の状況というものは、もう一つ構造的なものがそれに絡まれていることも否定できないと思っております。構造的な中には、ストック調整が十分いっていないということを含め、さらに大蔵省の分野でいえば金融、先ほど塩崎委員は後で質問するというお話でございましたが、金融のシステムが十分機能をしていないということなどの構造面があわせてあるために、これが複合して現在の景気の状態がある、このように考えております。

○塩崎委員 単にシクリカルな、循環的な要因だけではなくて、構造的なものもあるということでございます。その具体例としてストック調整、そしてまた金融政策というお話でございましたけれども、それだけではなくて、確かに金融の分野ではございますけれども、必要以上の金融引き締めをやつたり、パブルの土地絡みで総量規制あるいは土地税制を締め過ぎたのではないかと、きつし過ぎたのではないだろうか。それから、税制以外でも土地取引を人為的に抑えることをやり過ぎた、長過ぎたということが複合的に絡まってこままで来ているのが今の深刻な景気の冷え込みの原因ではないか。

デフレとよく言われております。私も、第一次オイルショック以降インフレといつても聞いているというふうによく言われておりましたけれども、ここに来て本格的なデフレと遭遇をしていると思うわけでございます。

最近新聞等で見えておりますと、景気対策を打ち出すというようなお話も出ておりますが、その真実のところ、今検討状況等々これからどういふうにされようとしているのか。

そもそも、私も早く補正予算を出さなければいけないと言いつながら、今日にまで至つてしまつたということがまず第一点、日本の経済全体に対して大変な失望感を与えたということが言えるのだらうと思つてます。また、来年度の予算につましても年内の編成を見送るかもわからないというふうなことが新聞に出てくるというだけで、恐らく国民の皆様方はまた大変な心配をされておるのではないかなと思つてございます。

そういう状況の中で、今大蔵大臣として、あるいは今の連立内閣として、経済対策を打とうとされているのかどうか、新しいパッケージを出そうとしているのか、その点についてお答えをいただけたらと思つてます。

○藤井国務大臣 今塩崎委員お話し、金融システムが十分機能していないという背景は御指摘のとおりだと思つてます。金融システムというのは、今日の金融というものが土地担保によつて成り立っている以上土地問題が非常に根っこにある。これは、私の言つた金融システムの問題そのものであるというふうには御理解をいただきたいと思います。

また、第二次補正予算がすぐれきみであつたのはどういふわけかというお話でございますが、御承知のように、多額の農業共済金の支払い、その実際の額を精査しているようなこともありましておくれたという面があるのは事実であります。同時に私どもの九月十六日対策を財政面であらわす今回の措置、これは公共投資政策だけに限定しているわけではあります。

大体上半期で、平成五年度通常予算によつてこれを支えたと思つてます。九月末現在、七五％という前内閣の目標がありました。これが七八％に上つてきているわけではあります。それから平成五年の第一次補正、これが九月末現在で四〇％に上つてきているわけ

です。恐らくこれが第三・四半期の公共投資部門を支えると思つてます。はっきり言えば、今回の第二次補正は第四・四半期を支えるというふうなものではないかと考えております。

現在、私もとしては、とにかくこの第二次補正予算を一日も早く通していただけるよう全力を出して国会にしてお願いをし、また我々としての考え方を、今もそうでありまして述べさせていただきます。これに全力を注ぐ段階であると考えております。

○塩崎委員 それでは、土地税制の見直しについて問題を移したいと思つてございまして、先ほど金融システムの問題の根幹には土地の問題があるのだ、こういうお話でございました。我が国経済がここまで来たときに、いつも暗雲のように経済主体にとつてうつつしいものとしてあつたのは、恐らくこのパブル以降のいろいろな土地政策であつたのではないかならうか。

監視区域につきましては、既に国土庁の方から緩和するようにという通達が出たと聞いておるわけですが、かねてから、この土地税制について手をつけなければ、あるいは土地政策そのものに手をつけなければ我が国の本格的な景気回復はあり得ないだらうというところをいろいろとところで私も言つてまいりましたし、多くの識者も言つてきた。これを、最近の新聞報道で私たちも初めて拝見をするわけでございまして、連立政権も、藤井大蔵大臣を含め大分御認識をされ始めているというふうには受け取つておるわけでございまして。

土地税制の見直しについて巷間いろいろな報道がなされておりますけれども、この問題について、一体今大蔵大臣としてどのようにお考えになっており、どのようにされようとお考えなのか。それの基本的なスタンスについてまずお伺いをしたいと思つてます。

○藤井国務大臣 私は、八月の就任早々から、この金融のシステムが非常に大きな問題だということには言い続けてまいりました。したがつて、今になって急にこういう話が出たのではなく、八月以

おったわけでございます。

そのときの感じはよくわかるわけでありすが、土地の経済的機能、これは釈迦に説法でございますけれども、一つは、生産手段といましようか、オフィスであったり工場であったりあるいは住宅であったり、まず第一は生産要素であらうと思うわけですが、もう一つは、いわば資産として持つということであって、生産手段、生産要素ではなくて資産として持つことについて問題があるのではないかと、それも投機が多いのではないかと、いうことでこの税が考え出されてきたのだらうと思うわけでございます。

ところが、これを導入してみたところが、平成四年からでございますから、もう景気が悪くなつて、地価もずつと下がつてきているところでありまして、結局問題は、生産要素として土地を使っている人たちにもこれがかかっている。単に資産として運用しているという人たちだけではなくて、もともと商売をやっているとか、もともと工場を持っている、そういう人たちにもひとしくかかってくる。もちろん足切りはあります、控除がありますから。

そうなつてくると、一つは、足切りで、値段と広さで、この土地にはかかるけれどもこの土地にはかからないということになつてきて、賦行性が出てくる。業種別にも賦行性が出てくるということ。

もう一つは、例えば私どもの地元の松山市の中でも、ある車のディーラーがたまたま町の真ん中に持っているということと地価税がかかっちゃった。まあ松山はそんなにたくさんはかからないわけですが、たまたまそこがかかっちゃった。だけれども、ではそれを転嫁しようと思つたつて、ほかのディーラーはかかっていないわけですから、その地価税の分だけ車の値段にオンするなどということはできないわけでありまして。

だから結局、単に資産として投機的な運用をしているところではないところにもかかってくるというところで、保有コストを高めて、そして土

地の有効利用を図りましようということでこの地価税を導入したはずなんですけれども、生産要素として利用しているところに対してはかかっているということと不公平感が出てきているのだからと私は思っているわけですが、そういう業界の方からも多分話が出てくるのだらうと思うのですが、こういうところは、むしろ対象をセレクトタイプにしていかなければいけないのではないだらうかということでありまして。

あるいは、保有コストを上げて譲渡のコストを下げるということで土地の供給をふやして、そして値段も下げようということであれば何か一貫性のある話になるわけでありすが、今回の場合、保有コストも上げて、そして売却のときの税金も上げてしまふということをやつてしまつたわけでありまして。

それだったら、地価税はもつとセレクトタイプにやるか、それとも保有コストを上げるという役割は、固定資産税だったらすべての土地にかかるわけでありまして、それに任せるか。まあこれは国税、地方税の問題がありますけれども、こうなつてくると大蔵省としては、自分の予算ベースでも六千億ぐらいありますから、やはりおれのところ欲しいよ、こういうふうになるのだらうと思うのですが、土地政策としてこういうやり方ではないのだらうかと思うわけでありまして。

ですから、業種あるいはケース・バイ・ケースでセレクトタイプにやつて、もともとねらい撃ちしたかった資産としての機能にインパクトを与えようというケースではない。普通に商売をやっている、普通に生産をやっているところにもかかつて、そのコスト負担で苦勞しているところについては何らかのことはするか、もうやめてしまつて保有コストは固定資産税に任すか、こういうふうにするべきではないかと思うのですが、いかがでございますか。

○藤井国務大臣 ただいまのは地価税のお話が主だったと思います。私は地価税の議論のとき当時自由民主党におりましたし、その間の議論は大

分お読みになつておいでだと思ひますが、当時は、土地基本法の理念の中に、土地とは利用するもの、公共の福祉に従ふもの、という一つの大きな理念があつたわけですね。その中で、もともとは遊閑地的な土地がおいしいという話から始まつていたことは事実なんです。そういう議論の過程があると思うんです。

しかし、現実の問題として何が遊閑地かというのはとてもわからないではないかということと、そのかわり薄く、より薄く全体にお願いしようというのが当時の自由民主党の税調であり、それを受けた政府税調の結果だつたと私は理解をいたしております。

そういう中で、今また御指摘がありましたように、五年に一回固定資産税と地価税のあり方を見ながら見直していこう、これは今塩崎委員おっしゃるようになんか上げるための見直しばかりではございませんで、今御指摘のようないろいろな問題がある。その固定資産税がこれからどういふふうに変つていくかということとの関連などを考えながら見ていこうというのがこの法律に言う五年見直し、五年ごとの見直し規定の趣旨だと思つております。

○塩崎委員 今五年ごとというお話がありましたけれども、五年前には見直すつもりはないということ意味なんですか。

○藤井国務大臣 法律の趣旨に従いたいと思ひます。

○塩崎委員 時間もあれでございますから、次の譲渡課税に移りたいと思ひます。

先ほど申し上げたように、保有コストを上げて譲渡課税は軽くするという形が一番すっきりするのではないかと、もうわけでありすが、固定資産税がこれから上がつてくるということと、いろいろな御心配もある。そこから派生して登録免許税の問題であるとかいろいろなことがある。この点についてもこの年末の税制改正でぜひやり直していかなければいけないのではないかな、経過措置を設けていかなければいけないの

ではないかと思つておりますけれども、この譲渡課税を現状のままで不動産が果たして流動化できるだらうか。

先ほど大臣からも流動化がやはり大事だということをお話ございましたが、これは金融機関の問題も含めてでございますが、そもそも土地税制の目的の一つは、土地の有効利用、有効活用、すなわち単なる資産として運用するのではなくて、市場に供給させて、そして有効利用を図るために必要である。でありますから、これは後で述べますけれども、経済の活性化、今これだけだめになつてきている日本の経済を立て直すためには、事業会社も含めて、そして金融機関も含めてこの資産の土地の流動化というものを図らなければいけないというのがもうコンセンサスに近くなつてきているのではないかと、もう思つてございます。

特に、個人の場合は二六から三九になつたというわけでありまして。これは、ほかの所得とのバランスからいつてというお話であります。私は、三九というのはほかの所得の税率から見ても高過ぎると思つておるので、本当はこれも二六まで戻すべきではないかというふうにも思つております。それから、法人についてはいろいろなペナルティーをかけるような、長期でも一〇〇％かけている。あるいは、超短期の場合には分離課税にしてなおかつペナルティーを上に乗せているというふうなことが行われているわけでありまして、こういうふうな平成三年に強化された譲渡課税を引き下げる御意思があるのかどうか。そしてまた、この間通産大臣ともお話をされているようでありすが、今一体どのような議論をして、どのような方向に持っていこうとされているのか。この点についてお話を伺いたいと思ひます。

○藤井国務大臣 平成三年のときの譲渡課税を決めるときにも、今一般に三九というお話がありましたが、逆に、土地が本当に有効に利用される優良宅地等については、この二六を落としていくわけでございます。ですから、そういうめり張りを平成三年税制改正というものはつけていると私は

考えております。

そこで、何回か申し上げましたように、基本的な税制構造は、土地を持つていくことの有利性、そしてもう一つは、土地というものが外部的条件によっていろいろ価値が変わってくるという条件を加味すれば、これが安定的な税の仕組みであるということと、当時の与党及び政府が一体となって決めた仕組みだと私は思いますので、この基本だけは守っていききたい。

そして、今申し上げたようないろいろな要因の中で、公共の見地からより特別の考え方、居住用財産などが特別の考え方を今とっているわけでありまして、優良宅地もこれは特別の考え方をとっているし、公用地の拡大についても特別の考え方とっているわけでありまして、そういう中にはめ込んでいけないかという勉強をしているということとであります。

○塩崎委員 今のお言葉を聞いておりますと、譲渡益課税に手をつけるというふうに私も受けてとめられるわけでございます。それは枠組みはいろいろなやり方があるのだと思うのですが、緩和について前向きに考えておられるというふうにとつてよろしいのでございましょうか。

○藤井国務大臣 これも冒頭申し上げましたように、土地は流動化しなければいけないということがまず基本でありまして、何が流動化を阻害しているのだということは、今ここが大蔵委員会だというせいもありまして、税の話だけになっておりますが、税だけでなくことも事実でありまして、税がどういふマイナスの役割を果たしているかということも当然勉強の対象である、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○塩崎委員 この点については、前向きというお言葉がございましたので、まさに前向きに御検討いただいで、ぜひ流動化が進むようにしていただきたいわけでございます。

次に、事業用の資産の買いかえ特例の問題でございます。平成三年のときに廃止をされた、十五号買いかえと言っているらしいのでございます

が、要は長期の保有土地を償却資産に買いかえた場合のお話でございます。

これは私どもの身近なところでも起きていることとでございますが、例えば松山市あたりに工場を持つていくところが、もう手狭になって、そしてまた周りに騒音公害で出ていくつれと言われている。郊外に工業団地ができたから、さあ行くというところで決めたところが、この制度が廃止になってしまったということとございまして、これは税の繰り延べができる特例であつたわけでございます。

それがために、市内にある土地を売れば、長期であれば一〇%の上乗せがかかってくる、これはとてもじゃないけれども今売れる気がないというところで、さあ出ていこうと思つても、こんな状況で金融機関からも金が出ない、こんな状況で、工場移転を断念するようなところが出てきている。

今こんな景気が悪いときに、もうそれは投機でも何でもなし、工場を市内から外へ移したいというときの今までは使えたメリットがなくなつてしまつたために、実はついにその会社は移ることをやめてしまつたのです。こんなもつたないこととはなし。今本当にまともな設備投資が少ない中にあつて、この制度があつたならば必ずできたであろうというこのようものがなくなつてしまつていく。

それからもう一つは、今申し上げたのは、どこでも土地を持つていて売ればいいという話であつたわけですが、今の制度でも、そういう移転をする場合に、聞いたところによりますと、地方公共団体がつくつた工業団地のときには買いかえの特例が認められる。ところが、民間がつくつた工業団地、工場の土地の場合には買いかえの特例が適用されない、こんなことがあるわけですね。

それはそれで抜け道はどこかあるのかもわかりませんが、一般的に認められたものがなくなつたことによつて大変苦労しているケースが松山、四十五万都市であります。二つのケースを私は身

近に聞いているわけでありまして。私は、長期保有の土地を売却して減価償却資産を取得する際の税の繰り延べという特例は、もう一回カムバックさせてもいいのではないだろうかというふうに通つておるのでございますが、いかがでございますか。

○藤井国務大臣 ただいまのは十五号特例のお話をされておられると思ひます。十五号特例は一般的にやめたのはもう御指摘のとおりであります。ただ、一般的にやめたけれども残つていく面もあるわけでございます。国土政策的観点から、ちゃんと特例の部分は残つていくわけでございます。今勉強しているのは、まさにそういう中で本当に経済構造のリストラやなんか役立つのだから、国土政策上いいものだろうかというものを取り出して、そういう形の土地の流動化は必要ではないか、この勉強をしているというふうに通つておられると思ひます。

○塩崎委員 先ほど申し上げましたように、平成三年の議論のときは、何しろ土地神話をぶつ壊せというのが先に立つて、どうしてもやり過ぎたのだらうと私は思ふのです。ですから、今国土政策上有益なものについてはというお話もございまして、大蔵省の方は頭のいい人がそろつておるわけでありまして、幾らでもそんなことはできると思ふのです。何でも変えるからよくないか、とか、奨励すべき地方に行かないか、といったか、こんなことがあるわけですが、こういうものは幾らでも制限をつけて、いいものについてはやはり十五号をもう一回復活させるように、書き方の工夫でできるのではないかと私は思つておるわけでございます。もう時間もないので今のことに、お言葉があれば……。

○藤井国務大臣 まさに今塩崎委員御指摘の点を勉強しているというところでございまして、国土庁、建設省とも今相談をしているところだということをお申し上げたいと思ひます。

○塩崎委員 ということは、これがカムバックするかもわからないと理解をさせていたいただきたいと思つてございしますが、いかがですか。

○藤井国務大臣 十五号をやめるときの基本的な考え方があるわけですから、とにかく土地を持つていくことの有利性とかそういうものを、他の資産と比べて同じレベルに持つていかなければならぬ、経済のリストラとか国土政策とかいう特定の政策目的のあるものについて何か考え、それによつて土地の流動化を図つていきたい、これが本旨でありまして、ひとつ余り曲解をいただかないように、ぜひよろしく願ひたいと思ひます。

○塩崎委員 曲解と言われるとちよつと寂しいところがあるわけでございますが、リストラというところと当然業種指定みたいなのが出てくるのだらうと思ふのです。その際、いつもあるわけでございますが、いろいろな業種を並べて、後からまたこれを入れろ、あれを入れろというような話が出ます。今だつてリストラが必要ないような業種なんてほとんどないのですから、できるだけ幅広く考えていただきたいというお願いをしておきたいと思ひます。

次に、金融の問題に移りたいと思ふのでございますが、金利がこれだけ下がつた。公定歩合一・七五まで下がつて、短プラでも三%台という中で、貸し出しが何と前年比で平残ペースで一%ぐらいしか伸びていない。これを一体どういふふうに理解をされているのか。その点について、いかがでございますか。

○藤井国務大臣 これはいろいろな要因があると思ひます。まず、経済が冷えていることのために需要がないということもありましよう。もう一つ、本当に借りたのだけどもというお話も、それはあると思ひます。それは、金融の融資態度の反省の上に立つた点がもう一つあると思ひます。

私どもの友達が支店長をやつていたのはちよつと三十年くらい前なんです。そのころは担保がなくて、この社長は将来性があると思つたら貸してあげていた。ところが、バブルのころは何だといえ、その社長の将来性とはおおよそ関係なく、土地があれば貸したわけですね。こういう二つの極

端な中で、今その反省が行われているということ
は否定できない事実だと思えますし、そのことは
率直に評価してあげなければいけないと思いま
す。

もう一つは何かというと、やはり不良債権問題
を抱えていることだと思います。不良債権を抱え
ている中で、こういう席であれでなければ、ど
くばらんに言いますと、林大蔵大臣の時代に、大
蔵大臣からもちゃんと出ているのです、貸し渋
りをしないように。それから、各行の頭取は支店
長に対して出しているのです、貸し渋りをしな
いように。

ところが、現実には第一線の立場になりますと、
不良債権もそのままにしておいて、頭取さんが
言ったからといってなかなか貸せないのです、こ
れが支店長の実感なんです。それにはやはり不
良債権の部分の肩をすかしてあげなければいけ
ない。こんなような理由が今の金融の実情では
ないかと考えています。

○塩崎委員 まさに今、貸し渋りではなくて、貸
したくても貸せないところが大変あるのではない
かと私は思うわけでございます。私も銀行などに
たくさん友達が行っておりますけれども、優秀な
人材が後ろ向きな不良資産の処理に追われま
くつて、新しいビジネスのための融資を採るなどの
余裕は全然ないということであって、そもそも銀行
の体力が落ちてきていることももちろんあります
けれども、そんなようなことがあると思うのです。

言うまでもなく、これから日本の経済は構造的
に変わっていくわけでありまして、円高でだんだ
んと空洞化が進んで、失業も長期的にあえてく
るという中で、雇用対策としても何をやらなければ
いけないかといったら、結局目先のことではなく
て、新しいビジネスをつくり上げていくしかない
のではないかと。

かつては銀行は、ちょっと怪しげな案件でも、
さつきおっしゃったように土地の担保があればと
か、そういうようなことでリスクテーカーになれ
たわけですね。ところが今は、今言ったように不

良資産の問題などがあってどうしてもリスクア
パーターになってしまつて、積極的な産業をリ
ードするとか企業を引っ張っていくなどというこ
とは全然ない。

これではやはりいけないということで、不良資
産の処理の問題についてはしっかりとやっていか
なければいけないだろう。その一つの環境づくり
として土地税制の問題をやつてもらわないとも
うしようがないと私も思うわけでございます。し
ょうがないと言つては今までやっているのが全部正
しくなくて直さなければいけないという話にな
つてしましますが、そうではないわけでありま
す。

しかし、いずれにしても、銀行を業として助け
るということではなくて、日本の経済を再活性化
するためにも、バブルをつくつた原因の一つでも
ある銀行ではありますけれども、そこは、自分の
息子が悪いことをしてもまあ一回ぐらひは許して
やるかということ、大義のために許していか
なければ日本の経済——よく銀行局の方にお話を
伺いますと、不良資産の金額、この間も新聞に
出ておりましたが、大体自助努力で何とかやれ
ますよというお話が多いのです。

ですけれども、何とかやれますよと言つても、
自助努力でやれる範囲では期間的にも多分五年、
六年とかかるだろうと思うのです。しかし、今経
済は待つてもらえない、今ここで手を打たないと
本当にもつと深みにはまってしまうだろうと思
うわけでありまして、ここで土地政策、税制を含
めてきちつとやつてもらいたいと思うわけでござ
います。

それで、それだけでは足りない、いろいろやるこ
とはたくさんあるのですが、もう時間がないので、
その中で一つ聞きます。

不良債権を含めてでございますが、債権の小口
化によつて市場をつくつて流通させようではない
か、こういうお話が新聞に出ておりました。アメ
リカの例では、LDC向けのローンの債券化から
始まつて、今でも実際に動いているわけでありま
すけれども、この辺をどうお考えになつていて、債

券化についてどうやろうとしているのか、今どこ
まで検討されて、どういうふうにしようとしてい
るのか、その点について伺いたいと思ひます。

○寺村政府委員 債権流動化についてのお尋ねで
ございますが、実は債権流動化のための施策の措
置を既に講じてきているところでございます。

一般貸付債権の流動化あるいは住宅ローン債権
の流動化につきましては既に措置をされておしま
して、「金融行政の当面の運営方針」に基づきま
して、昨年十二月に信託方式を通じて債権の小
口化による流動化の方策を既に講じているところ
でございます。

先ほど来の御質問にもございましたように、こ
のような状況のもとで金融機関の融資対応力を強
化していくという必要がございますので、なお引
き続き大蔵省におきまして勉強会を設けまし
て、我が国における債権流動化のあり方につきま
して、実務家のレベルで今検討しております。今
後、この検討結果も参考にしながら着実にその種
の施策を進めてまいりたいと考えているところで
ございます。

○塩崎委員 今のお話は、既に一般債権の流動化
が行われて、たしか一兆円くらいあったと思ひま
すが、それは不良資産ではなくて、一流企業向け
貸し出しであったり、そういうものの他業態への
売却であったりするというふうには聞いておる
わけでございます。ところが、今問題になってい
るのは不良債権でありまして、アメリカの場合は
それを債券化をして流通をさせているのですから、
当然ジャンクボンドのようにかなりいろいろな
レーティングが出てくるのだらうと思うわけで、
そういう市場もできています。値決めもできる。

このアメリカの場合は、もともと担保になつて
いるものがリターンがあるものでありますから、
値決めが割合簡単なのだろうと思ひます。そこ
ろが、日本の場合はもう何も入つてこない、土地
だけ。土地は収益を生みませんから。そうすると、
最終的な清算価格は一体何なのかということにな
ると、幾らで流通させようか、幾らで引き取るう

かという話は決まらないわけですね。
そういうときにまたこの土地の問題に戻つてく
るわけでありまして、今ほとんど取引が行われて
ない、値段が幾らだか市場価格が全然わからない
ような状況の中では、このような不良債権にまで
至る、特に日本の債権を債券化して流通させよう
と思つても、値決めができないわけでありま
すから、どうしても土地の流動化というものをこのた
めにもやつていかないと、金融システムの健全性
の育成という意味でもだめなのだろうと思ひわけ
であります。

そういう意味で、きょうはちよつと時間がな
いので十分なことはいれませんが、この土地
の問題については、先ほど流動化について十分考
えらるという大臣のお言葉でございましたから、それ
を信じて、我々も考えられるあらゆる方策をまた
出しながら考えていきたいと思いますので、引き
続いてよろしく願ひいたします。ありがとうございます。

○宮地委員長 次に、石原伸晃君。

○石原伸晃委員 大臣、自民党二人目で、あとし
ばらくでございますので、どうぞ頑張つていただ
きたいと思ひます。

先ほど同僚の塩崎議員より日本経済の現状につ
いてお話があり、大臣からいろいろ御答弁があつ
て、なるほどなと思ひます。その点から私
の認識と若干違ふ点がありますので、その点からお
話をさせていただきます。大臣は、重大な局面に差し
かかつておる、または構造的なものの循環的なもの
の複合不況である、こういうことをおっしゃられておりました。
その点については、私もまさに同感の至りでござ
います。

しかし、九二年度の成長が〇・八％、そして今
年度の成長ですけれども、この七・九が大変悪い
と言われている、来週数字が出てきますけれども、
まあマイナスまで行かないけれども、よくてゼロ
成長。そして、来年はどうかといひますと、明
るい要素がなかなか見えてこない。大手の証券ある

いは銀行の総研等にいろいろお話を聞いて、エコノミストの話を聞きますと、どうもマイナス成長である。もうそれだけでも、この三年間にわたりまして日本がかなりの低成長を記録しているという事実があると思います。

これは何を意味するのか私なりに考えますと、実は日本は、これまでの何でも右肩上がりで来まして高度成長型、こういう経済から成熟期にもう既に入つたのではないかと、私はこういう分析もあるような気がしてならないわけでありまして、この成熟社会に突入してまいりますと、何でも右肩上がりに上がつていたわけですから、それまでは何でも日本流の経営、大量生産でコストダウンをして利益を得る、そして終身雇用、こういうものにもメスを入れて直していかないと日本の経済がよみかたという気がしております。

そんな中、政治が何をすべきかといふと、言ってみるならば成長によつて出てくる上りの分配を仕事としてきた面も実は否めない。先日、私も新聞を見ていてびっくりしたのですが、大臣と同じ選挙区の方、まあお名前は差し控えますけれども、政治資金を不正に還付する、政治資金団体の間でキャッチボールをして税の不正還付を行つてゐる。これがまた埼玉県議員等でも行われている。まさにこれは成長の上りの分配を政治がやっていた例ではないか。こんなことをやっていたらいけない、こういうことをちよつと感じたわけでございます。

まず、先ほどの話は出ておりませんけれども、国税庁所管でありますこの税の不正還付の問題について、大臣いかがお考えになるか、御所見をお願い申し上げたいと思ひます。一般論で結構でございます。

○藤井国務大臣 一般論で申し上げますが、課税の適正ということが国税職員の最大の使命であります。したがって、あらゆる資料を国税職員は集め、法に基づいて適正な税法を執行していく、私は確信をいたしております。

○石原(伸)委員 まさにそのようにやっていたか、政治改革を掲げていらつしやる日本新党の細川総理のもとの大蔵大臣でございますので、指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは話を進めさせていただきます。まず平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について一問お話を聞かせていただきたいと思います。

これは簡単に言いますと、景気が悪くて税金が余り上がらない、そして補正予算もやりた。しかしお金がないので、節約もしているけれども、一般会計から国債整理基金特別会計にわゆる国債償還財源に充てるお金をちよつと五年度だけストップしよう、言ってみるならば、返すべき借金を懐が厳しいからちよつと勘弁してよ、こういう案だと思ふのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○竹島政府委員 今回お願ひ申し上げております定率繰り入れ等の停止措置並びにNTT-Bのタイプの事業の貸付金の繰り上げ償還につきまして御説明申し上げます。

平成五年度の第二次補正予算において大幅な税収の減額補正をしなければならぬという事態に対処いたしまして、歳入歳出両面にわたりましてあらゆる努力をいたしたのですが、万やむを得ず特例的に定率繰り入れ等を停止せざるを得ないということでございます。

それで、これを停止しつ放しにいたしますと、国債整理基金の資金繰りに支障を来すという厳しい財政事情にございますので、それをしかるべき水準に戻すために、NTTの株式の売却収入を公共事業を中心として運用しておりますが、まさにその公共事業に当たりますNTT-Bの貸付金を繰り上げ償還をしていただく。そのために所要の財源を地方公共団体に、国としましては建設国債を増発して手当てし、それを行うということでございます。そのような内容の法律をお願い申し上げます。

○石原(伸)委員 私なりに解釈したことと同じだと思ひますので、実はこれ自民党が昭和五十七年に単独で御審議をいただいた、その当時は社会党も賛成していただけた、そういう法律案でございまして、役回りというのか、非常に不思議な印象が実は持つております。中村次官、何か御感想があれば、なければ結構です。――それは、社会党の方も日本新党の方も民社党の方も、そういうことでございまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

引き続きまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案について御質問をさせていただきます。

これも私なりに解釈させていただきますと、今夏雨や冷夏で米の作柄が大変悪くなった、そして農業共済でそれを援助してあげなければならぬ。再保険支払い財源を探したところ、今度の災害が非常に大きい。そして、さつきも言いましたけれども国の財政も非常に厳しい、一般会計から借りてくる、大蔵省も言わない。そしてまた、きょう同僚議員が予算委員会ですべておりましたけれども、クリスマスまでには何とかこの共済金を、こういう話がある。そんなところから、しようがないから財投から借りてくる方式をとつていこう、そういう案だと私は理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○竹島政府委員 大変わかりやすく解説をさせていただきます。大変有難いのですが、おっしゃるとおり、今回の大変有難い大冷害によりまして、水稲等の共済を管理しております農業共済再保険特別会計農業勘定、ここにおきます再保険の支払い財源がパンクしてしまつたということでございます。

それに対しまして、従来でありますと、これは一般会計から事実上無利子の貸し付けをして、一般会計の繰り入れをお願いをいたしまして、法律をもってそういうことをいたしておりますが、委員御指摘のとおりこの国の財政事情でもござ

いますので、実質は従来の一般会計の繰り入れと同じでございますが、再保険金の不足財源につきましては資金運用部から借り入れをいたしまして、そのかわり、それにかかる利子については一般会計が持ちますという意味で、従来と同じ効果の措置を講じていただきたいと思います。

なお、この借入金も大変多額でございますので、この償還をすべて将来の保険経理の中で賄うといふと、たしますと掛金が大変高くなるを得ない。それは回り回って農家経営、さらには食糧の安定確保という面で問題がございまして、超異常な災害に相当する分については、これは返さなくてよろしいということとをさせていただきます。

そういうために、たまたま同じ大冷害という事柄の表と裏の関係にございまして、この緊急の米の輸入に伴ひまして食糧特会の輸入食糧勘定に利益が発生することが見込まれますので、これは原因が同一であるということにもかんがみまして、この借金の償還財源にこの差益を使わせていただきたいと思います。

なお、将来の円滑な農業共済の運営に配慮する見地から、一般会計からの繰り入れも必要に応じてできるという措置をこの法律において設けさせていただきます。という内容でございます。

○石原(伸)委員 今竹島さんおっしゃられたのは、冷害が大きくて本当に困つてゐる異常部分については、料率が上がらないようにするために繰り入れしなくてもいい、そういうことだと思ふのです。そこで財源を、原因が同じのというふうな言い方をされたと思うのですが、今回輸入してくるお米、この利ざやからやろうとした。でも、これは実は原因は一緒ではないです。そこそころは私は違ふと思うということを一言言わせていただきたいと思います。

ただ保険料が、前年にも増して改定年度で農家の掛ける共済金が倍になるといったらこれは大変なこと、特に被害のあつた農家、私も同僚議員から聞かせていただくと、東北地方の宮城あるいは青森、福島の一部、こんなところの専業農家の

方がございますので、こういう方の共済の保険料がどんなふうになっているかという仕組みはやはりよくない、そこには私も十分理解を持っていますつもりでございます。

そのような中で、未曾有の被害である、こういう御指摘もございました。そして、今後の農家の掛金負担を軽減するために、いわゆる超異常被害部分ですか、この法律の中で読みますと「著しく異常な災害に係る部分」という難しい書かれ方をしておりますけれども、これに対して今後の農家の共済金の掛金に反映させないようにしよう、このところは非常に評価できると私も考えております。

ところで、ちょっと言葉の説明をしていただきたいのですが、この第五条に書いてあります「著しく異常な災害に係る部分」というのは一体何なのか、御説明を願いたいと思います。

○農林政府委員 委員御指摘のとおり、これは大変な異常災害でございます。この制度が発足して以来の災害でございますし、また記録を見る限りこういうふうな災害はないというふうな状況でございます。したがって「著しく異常な災害」の部分も入って大変大きな未曾有の災害であるということでございます。

御案内のとおり、今回の被害率をそのまま今回の料率改定に反映するということになりました。料率が急激に増高することになります。この農業共済というのは、御説明をさせていただきますと、毎年毎年の被害率は違うわけでございますので、長期の一定期間で保険収支が均衡する、こういうふうな考え方、三年ごとに料率改定を行ってやるということでございます。

そこで、お尋ねの「著しく異常な災害に係る部分」というのはどういうことかということでございますが、抽象的に申し上げますと、今年の被害率のうち、過去の被害率の平均と、それからの乖離といえますか分布状況というのから見まして著しく異常と認められる部分、そういうことになるわけでございます。

具体的に申し上げてみますと、制度発足以来過去四十七年間ございますが、その全国平均の被害率を基礎といたしまして、昭和三十三年の法改正以前の農作物共済あるいは本制度改正前の蚕繭共済においてとっておりまして超異常被害部分の考え方がございまして、こういうものを参考にして算定をするということにしておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、これはどういうふうな算定するかということでございますが、被害額なり支払い共済金の金額が確定してから算定するということになるわけでございます。現時点の見込みでございますが、そういう見込み被害率に基づいて若干試算をいたしてみますと、本年の見込みの被害率は約二五％ということになっておるわけでございます。このうち「著しく異常な災害に係る部分」というのは約八％、二五％のうちの約八％がそういう部分であるということでございます。これを再保険金の額に見てみますと、千五百億円程度ということでございます。

○石原(伸)委員 過去にもここまで未曾有の作柄が悪かったことはないと思うのですが、例えば昭和二十八年の指数が八四、昭和五十五年が八七、こんなことの平均も今度の被害率を出すときには当然含まれているのでしょうか。期間としてその昭和二十八年、昭和五十五年のものが含まれているのでしょうか。

○農林政府委員 私どもの被害率、先ほど申し上げましたように一定の期間における被害率に基づいて収支均衡する、こういうふうにはじくわけでございますが、二十年間をとります。

二十年間の被害率を見るわけでございます。それで三年ごとに改定するというわけでございます。その前、平成六年の料率につきましては、その前の平成四年までの二十年間をとるわけでございます。それから、平成九年になりますと、新しいデータが三年間入って古いデータが三年間落ちていく、こういうふうなことで、新しい二十年間の被害率に基づきまして料率をはじいていくということ

とでございます。

○石原(伸)委員 それにしても、やはり二五という被害率は、私も聞きまして非常に驚くべき被害率であるという気がいたします。

そんな中で、先ほどお話しいただきました「著しく異常な災害に係る部分」の被害率はどのぐらいかという質問をさせていただこうと思っております。先におよそ千五百億円というふうなお話でございましたけれども、この部分について、これが言ってみるならば再保険額の充当する部分という理解でよろしいのでしょうか。

○農林政府委員 その部分について農家の負担にはね返さないということでございます。そういう三千六百五十六億円の借入れを行うわけでございますが、そのうちの千五百億円につきましては農家の負担にはね返さない部分として処理をした、特別の措置を講じたい。御指摘のあったような趣旨でございます。

○石原(伸)委員 大変よくわかりました。

やはり心情的には、一日も早くこの共済金が被災をした農家の方に届くように私も努力したい、そんな心証を持っております。

質問を続けさせていただきますと思います。

先ほど竹島次長の方からもお話がございました。いわゆる緊急輸入に対しましては生産者サイドだけではなく、まあ竹島さんは原因が一緒だからこちに充当するんだみたいなことをおっしゃられておりましたけれども、消費者の立場というのも実は十分に踏まえて対応していただかなければ、はいそうですかと、そうすつかりうなずくわけにはいかないのです。この点につきまして、消費者サイドに対してどのようにお考えになつて

いるか、お考えをお聞かせください。

○永田政府委員 お答え申し上げます。

今回の米の緊急輸入が相当量に上ること等から、輸入米の供給に当たりましては十分消費者の方々の理解を得て進めていく必要がある、このように考えております。このため、今回の緊急輸入

にかかわります米につきましては、政府の要請によりまして、輸入業者において船積み前に安全性の確認を行うとともに、本邦到着後、食品衛生法に基づき、厚生省の指定検査機関で検査を行い、食品衛生法上問題がないことを確認したものに限り輸入を認めるなど、安全な輸入米の供給に万全を期しているところであります。

それからまた、輸入米の売却方法でありますとか価格設定等につきましては、米価審議会の意向も伺って決めることとなりますが、今後あわせて消費者それから流通関係者、学識経験者等の意見を広く伺うこととしていくところであります。

輸入米の売り渡し価格の水準につきましては、国内産米の価格水準や輸入米と国内産米の品質格差等きめ細かく踏まえることとして、消費者の方々にも配慮した適正な価格設定をしてまいりたいと考えております。

○石原(伸)委員 エンドユーザーから言わせていただきますと、入ってくるお米の安全性、これはレモンのときとか大変問題になっておりますので非常に注意深く見守っていると思えますが、今万全を期しているという御答弁でございましたので、この入ってくるお米につきましても、安全性については食糧庁におかれましてくれぐれも厳重に監視をしていただきたい。

そして、もうちょっと突っ込んで質問をさせていただきますが、今の次長の御答弁でいいますと、消費者にはいわゆる流通している国内産米よりも安い価格で提供することができると解釈してよろしいのでしょうか。

○永田政府委員 輸入米の売り渡し価格の水準につきましては、国内産米との品質格差等を踏まえていくことにしておりますことから、輸入米の品質等にもよりまされども、一般的には国内産米の標準的な水準よりは低いものになる、このように考えております。

○石原(伸)委員 今のお話を伺わせていただきました、エンドユーザーである消費者にも十分配慮

をしていただけるというふうには私は信じさせていた
ただきたいと思ひます。

そして、大分時間がなくなつてきましたので、
最後にこの法律案でもう一つだけ質問をさせてい
ただきたいのですが、今いわれるウルグ
アイ・ラウンドが進展中ではないかと、自民党
そして社会党、これは党としてミニマムアクセ
スも認めさせない、そういう立場で活動をしてい
る政党でございます。

個人的なことは別にいたしまして、こういうこ
とがある中で、今回入ってくる輸入米の差益の還
元部分を財源に充てるというのを法律案で書い
てしまふと、法律制度をもつて仕込むことによ
つて米の自由化をねらつてゐる、そこまで深説
みした法律ではないかと農家の方が御心配され
るのではないかと、取り越し苦労かもしれませんが
感じるのですが、それについていかがお
考えでしょうか。

○永田政府委員 お答え申し上げます。

今回行われます米の緊急輸入は、本年の未曾有
の冷害等による想像を絶する作柄不良に対処する
ために行われる緊急特例的な措置でございます。
現在ウルグアイ・ラウンド交渉において議論され
てゐる米の市場開放問題とは次元を異にしてゐ
るものである、このように考えております。

また、今回の法律は平成五年度の再保険金の支
払い財源の不足に対応するための特別の措置を定
めるものであります。また輸入米の差益は、本年
の不作に伴い、本年十一月から来年十月までの間
に売買されるものについて繰り入れの旨を規定し
てゐるところであります。

○石原伸委員 大変よくわからせていただきま
した。

先ほど来申しておりますように、自民党とい
ましては、これは補正予算関連法案でございま
して、補正予算につきまして、歳出部分あるいは
歳入部分で組み替え動議を出すか今予算委員会
の方で検討中でございます。個人的には、この法律
案並びに補正予算案が成立した後、速やかに再保

険金の支払いが行われる手続が円滑に行われて、
困つてゐる農家に対して一日も早く共済金が支払
われることを望む者の一人であるということをお
し述べ、次の質問に移らせていただきたいと思います。

大分時間もなくなつてまいりました。先ほど同
僚の塩崎議員の方からお話があった日本経済
の現状については、まさに大蔵大臣と私の考え
は非常に似てゐる、まあ違ふ部分もございま
すけれども、それではこの後の経済見通しにつ
いて、七・九の数字が出ておりませんので、また所管が
経企庁でございしますが、大臣並びに経企庁の方
から、どのように見ていらつしやるのかお話を伺
いさせていただきますと思ひます。

○塚田説明員 今後の我が国の経済の見通しにつ
いてのお尋ねでございしますが、我が国経済は、個
人消費とか設備投資の低迷に加へまして、円高や
長雨等の影響もございまして総じて低迷が続いて
いることは御承知のとおりでございます。他方で、
これまでの経済対策の効果もございまして、住宅
投資や政府投資が高い伸びとなつておりまして、
これらが経済を下支えしてあります。

政府投資につきましては、足元において公共事
業関連指標が総じて堅調に推移してあります。ほ
か、六月に成立いたしました補正予算による事業
や、今回の補正予算で措置するものを含めまして
九月の緊急経済対策の事業が追加されてまいりま
すために、今後とも高水準の事業規模が確保され
るものと考えておるところでございます。

住宅投資につきましても、住宅金融公庫の申込
状況等にかんがみまして、今後、経済対策におき
ます住宅関連措置の効果も着実に発現してくるも
のと考えております。

消費と設備投資についてでございます。先ほど
も、まず消費につきましては、現在物価が安定基
調にあるということがございます。加へて、九月
の緊急経済対策におきまして円高差益還元等の施策
も物価安定に寄与するものと考えております。ま
た、耐久消費財のストック調整が進展してきてい

るといった事情もございします。こうした事情が今
後消費に好影響を与えていくことを期待してある
ところでございます。

設備投資につきましては、資本ストックの伸び
が低下しつつございまして、ストック調整の一巡
が期待されます。先般の公定歩合の引き下
げ後、市場金利、貸出金利とも一段と低下してき
ておりまして、投資環境は徐々に改善していくも
のと考えております。

政府といたしましては、累次にわたる経済対策
等を通じまして今度の景気低迷に鋭意対処してき
たところでございしますが、今後とも経済情
勢の変化に細心の注意を払いまして、適切かつ機
動的な経済運営に努めることにより、我が国経済
を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長
経路へ円滑に移行させてまいりたいと考えておる
次第でございます。

○石原伸委員 大臣、何かございますか。

○藤井国務大臣 これから経済見通しをつくるわ
けでございますが、今事務的にいろいろ申しまし
た。これは、内閣において責任を持つてきちつと
した経済見通しを出し、それに基づいた予算編成
を行うものと考えています。

○石原伸委員 経済企画庁の話を聞いていま
す、また日本は高度成長を迎えるのではないかと
いうような印象が持つと、今笑いがこぼれまし
た。これが実はすべて皆さんの認識ではないか。
ちなみに、七・九の実績が出てないので細かい
データは出てないのですが、大手証券会社ある
いは銀行の総研あるいはリサーチ会社、私なりにそ
れらを十社ほどヒアリングをしてまいりました。
参考までにお話をさせていただきますと思ひま
す。

成長率、九三年、A総研、マイナス一%。Bリ
サーチ、マイナス〇・五ないし一%。D総研、マ
イナス成長。証券会社、この三社はいわゆる準大
手でございます。マイナス成長、マイナス一%、
マイナス成長。銀行が二社、マイナス成長、マイナ
ス成長。もう一社、マイナス成長。これが九三年

の成長率の民間エコノミストの予想であります。
では、九四年はどうか。今の順番でまいります
と、マイナス〇・五%、マイナス〇・五%、ゼロ
ないしプラス一%、マイナス成長、ゼロないしマ
イナス〇・五%、ゼロないしプラス〇・五%、マ
イナス成長、よくてゼロ%、〇・五ないし一%、
プラス〇・七から一%。十社のうち一%程度のプ
ラスを予想している会社はわずか三社でございま
す。

これは民間でございますので、経済企画庁とは
大分考えが違ふ。御感想がございましたら、どな
たでも結構でございます、御答弁願ひたいと思
ひます。

○藤井国務大臣 今のような数字が民間研究機関
にあることはよく承知をいたしております。

これはおのおのいろいろな立場、それから条件、
どういふ政策をやるのかとか、いろいろな条件が
絡まつておりますから一概に最後の数字だけでは
言えないと思ひますが、民間経済人、調査機関が
非常に厳しく見ているという事実は素直に受けと
めなければならぬと思つております。

それから、石原委員が冒頭言われたように、今
や成熟社会に入つてゐるということはもう否定で
きないと思ひます。私どもとしては何としてもこ
の景気が、これが底だということを実感してい
ただく施策をあらゆる手段をもつてやる。そしてそ
の中で、さつきから出てゐるような産業構造の改
善ですね。

これは、相当大きな部分の設備が輸出によつて
初めて機能するような経済体質はもう本当は、二
十年前でしようかね、二十年前から変えなければ
いけないというところはみんな言つてきたのです
が、現実にはどう動いていない。これを、今こそ本
当にこういう時期に直していかなければならぬ
とか、もう少し目の前の過去の話ですけれども、
さつきから話の出ている金融問題とか、経済とし
てしっかりと底を支えたという実感を持つてもら
うようなことをやりながら、そういうものに積極的
に取り組んでいくことが大変大事だと私は思つて

います。

○石原伸(委員) 大臣の力強いお話がございました。自民党から新生党に行かれて、また私は大臣が大蔵委員長のとき理事として仕えさせていだきました人間でございまして、ない知恵ではございませうが、私も自民党も一緒になりまして、この経済を立て直すことが実は政治の一番の課題であるという認識のもとにこの補正予算案の審議に、またきょうもこのように遅い時間に審議をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

そして先ほど大臣がお話の中で、いろいろな条件がある、先ほどの経済成長、来年度の見通しですね。各民間銀行あるいは証券会社、条件が実は三つほど全部入っているのです。

それも、ちなみにちょっとだけ言わせていただきますと、所得税減税が、六兆、七兆、五兆、五兆から七兆、五兆から十兆、五兆、戻し税なら効果なし、手取り増ならプラス、五兆、消費税上げまで最低でも二年、五兆。公共投資も、五兆、七兆、六兆、十兆、補正が必要、赤字国債の発行は不可避、十兆、五兆から十兆。そして公定歩合の利下げについても、一%年明け早々、〇・五%年内にも、〇・五%年明け、〇・五%年明け、〇・五%年明け、効果はほとんどなし。こんなふうになつていて、実はその経済見通し、アナリストの人に話を聞きますと、これをのみ込んで出した数字だということです。

ですから、まさに細川政権にこの経済のかじ取りというものは本当に大変である。心中察するに余りあります。まあ協力して何とかこの景気を立て直さないと、先ほどの二本の法律も財源がないからやるといふような特例でございまして、このういふことのない社会を、そして大臣もお認めいただきたように、成熟社会に入つての税制といふものを当大蔵委員会は真剣に考えていきいたい、こんな感想を持っております。

それでは続きまして、株価に問題を移させてい

御承知のように、この月曜日に半クラッシュがございまして、その後大臣が通産大臣と話された

りして、また、政策当局が変化したとマーケットが好転してこの三日間上げ基調で、きょうは六十銭のプラスだったわけでございます。

こんな中、この株価に対していわゆるP K O、これはプライスの方ですね。これが、一カ月前から、公的資金の買いというものがかなり落ちてい

る。あるいは、今週末大手の新聞に一社出ておりましたけれども、当局が生命保険会社を呼んでピ

アリングを行った。それを生保会社は買い付けの指示と見て買ったというふうな報道があります

が、証券市場のこの出来高、あるいはいろいろ調べてみますと、買い付け機関も余り買っていない、公的資金も実はもう出てない、そういう状態になつてい

る。要するにそういう話でございまして、この点についていかがでしようか。

○日高政府委員 いろいろな席で大蔵大臣お答えになつておられますけれども、株価といふものは自由な市場の需給によつて決まってくるというこ

とは言うまでもないことでございます。したがつて、マーケットではいろいろな事情を憶測を込めていろいろ言われることはあると思ひます。

今御指摘がございましていわれるP K Oと言われる公的資金の問題につきましても、これは昨年の八月の景気対策で盛り込まれて、実際に昨年度の補正予算及び今年度の当初予算で二回にわたつて予算計上されてい

るわけではございまして、そのいわゆる公的資金と言われるものの運用につきましては、純然たるマーケットに任せるといふことで信託銀行の管理に任されている、運用に任せられているという状況でございまして。

したがつて、今回の株価の状況、今御指摘になりましたように、少し軟弱な地合いということとで十月下旬に二万円を割り、あるいは十一月中旬に一万八千円、あるいは十一月二十六日には一万七千円割れという状況になった。ただ、その後若干反発をしているということで、今日のところは一万七千円台ということになっておりますが、そう

したこの一、二カ月の間の株価の軟弱な地合いの背景としては、マーケットで言われているところでは、基本的には企業業績の悪化や景気の先行き不透明感といったことからの模倣眺めの雰囲気非常に強い、そういうことであろうと思ひます。

したがつて、今生命保険会社に対してどうこうということがございましてけれども、この点については全く事実関係ございせんし、私どもとしても、大蔵省として、行政当局としてそういったもので強制的にあるいは直接介入しようとしても、実際にその手段もなければ、またそれだけの効果は出てこないということは、私どもが言うまでもなく当然マーケットの関係者も十分承知をいたしておることであらうかと思つております。

○石原(伸)委員 私も日高さんのお話のとおりであると思ひますし、実は個人的には、公的資金を入れるということには、自民党時代に政調会調のところまで練られた案ですが財政部会で反対した人間でございまして。

また、生保に対してそういうことを言っていない。マーケットは自律に任せることが基本だと思ひますが、気をつけていただきたいのは、総理や大蔵大臣が、マーケットは自然に任せるとか突き放したような言い方をしますと、今地合いは局長の説明のとおりでございまして、逆にそれに過剰にマーケットが反発する。そして日本の経済が、これはよしあしは別にして、ストックに依存する割合がバブルのときから非常に強くなつてい

間を五分間保留させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。私のお返事を終わらせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○宮地委員長 次は、佐々木陸海君。

○佐々木陸海君 時間が限られておりますから、端的にお聞きしたいと思います。

四年ぶりの国債償還の定率繰り入れ停止の問題についてですが、税収不足が空前の規模ということで、やむを得ず今回の措置をとったということですね。税収不足が果たしてこれだけで済むのか。一説には、さらに二、三兆円の減収は避けられないという見方がありますけれども、どういふ状況、見通しでしょうか。その可能性もあるのか。ないと言えるのか。御答弁をお願いしたいと思います。

○小川政府委員 今回御提出しました補正予算における五年度税収の見直しにつきましては、これまでの課税実績あるいは各種のヒアリング調査結果を踏まえまして、個別の税目ごとに積み上げ、見直しを行ったものでございます。その結果、当初予算に対し相当の不足を生ずると見込まれる税目につきまして五兆四千七百七十億円の減額補正を計上したものでございます。

この見直しは、私ども、利用可能な資料ぎりぎりを利用いたしまして適切に見積もったものであるというふうにご覧いただいております。○佐々木(陸)委員 定率繰り入れの停止は、当面の赤字国債の発行を回避するためのいわゆる隠れ借金にはかならないものであります。これは、現行の国債償還制度の根本を揺るがせるものであつて、我が党は賛成できないということをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

そこで、この定率繰り入れ停止のためにとられる今回のNTTの株式売却益による無利子貸し付けBタイプ繰り上げ償還措置について聞きたいと思ひますが、八七年にこれが創設されたときの会議録を私丹念に読んでみましたけれども、衆議院の審議を踏まえて参議院の大蔵委員会での問題が突っ込んで議論をされております。答弁には当時の主計局次長の斎藤次郎氏が、現事務次官です

第一に、繰り上げ償還時の補助の財源を建設国債の発行で賄うという事態については、財政事情によつてはあり得るということを当時答弁をされておられますけれども、法律的にはこれはどのような規定に依拠しているのでしょうか。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法というものがNTTの無利子貸し付け事業の根拠法になっておりますが、その第四条におきまして「当該貸付けの対象とした事業に係る国の負担又は補助については、別に法律で定めるところにより、当該貸付け金の償還時において行うものとする。」というところになっております。時間差はございますけれども、通常の公共事業の補助金なり負担金と同様に建設公債の発行対象経費になる。こういうことでございまして、五年度予算においてもそのような取り扱いをさせていただいておるところでございまして。

○佐々木(陸)委員 繰り上げ償還がどういふ場合を想定したかという問題なんですけれども、参議院の大蔵委員会では、社会党の議員が、この繰り上げ償還はどういふ場合を想定しているのかという問いに対して、斎藤氏は、繰り上げ償還は財源の余裕があれば行ふ、いわば念のための規定であると言つております。しかし官澤大蔵大臣は、財政の都合で補助金を予定より早く差し上げるといふことはどうも難しいのかと思つておられるといふふうにも言つております。また、大蔵大臣は、償還財源について、建設国債に頼らず賄えるように努力をしようという答弁もしております。

要するに、この法がつくられたときの考え方というものは、今回の措置とは全く逆ということではないかと思ふのです。財源の余裕があるところか、今空前の税収不足、未曾有の財源不足の事態の中でこれを行うということになっているわけで、つくるときに今回のような事態を予測していたのかどうか、当時の答弁と比較してしっかりと説明をし、見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○竹島政府委員 繰り上げ償還の根拠でございしますが、これは各公共事業の事業法におきまして、具体的にはその施行令でございしますが、そこにおきまして規定されておるわけでございします。例として河川法の施行令の附則第十八条第四項を申し上げますと、「国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。」というものが繰り上げ償還の根拠規定でございまして、今回の繰り上げ償還はまさにこれを発動しようといふものでございします。

今御質問の中で、六十二年当時の国会の質疑の説明についてお話がございました。これにつきましても、もう一度整理して私どもの考えを申し上げますが、NTT-Bタイプ事業の貸付金につきましては繰り上げ償還を行うケースといふものを考えてみますと、まず一つは、一般会計の財政状況が好転をいたしまして、当時は御案内のとおり特例公債を出しておつたわけでございしますが、そういった一般会計の財政事情が好転をして償還時補助金の早期交付が可能となる場合が一つ考えられます。

もう一つのケースは、逆に、本来の所有者でありますところの国債整理基金、これの償還財源に充てるというのがこのNTTの株式の売却収入の帰属場所でございますので、その本拠である国債整理基金に償還財源が不足するおそれのある場合、これが第二のケース。

第三は、この以上二つが同時に起こるようなことが繰り上げ償還のケースとして考えられるわけでございます。具体的には、委員御指摘のとおり、当時、財政状況が回復すれば当然繰り上げ償還を考えたという趣旨の御説明を申し上げておりますけれども、これは、今整理して申し上げた第一のケースを念頭に置いて御説明したというふうな理解をしております。

いずれにいたしましても、最初に申し上げますと、三つのケースいずれの場合でございま

しても、早期に償還することはこの法律からいつて何ら問題はないというふうにご覧いただいております。

○佐々木(陸)委員 財政の余裕があるときに行う繰り上げ償還と今日のような財源不足の中で行う繰り上げ償還とは明確な違いがあると思ふのです。どこに違いがありますか。

○竹島政府委員 財政状況が好転した場合に、これは当然税収入等の公債金以外の財源に余裕が生ずるといふことでございします。それによりまして繰り上げ償還は、そういう意味で財政の体質の改善に資するといふ面があるかと思ひます。

今回お願い申し上げますような、逆に国債整理基金がばうつておくと枯渇をしてしまふ、そういうために繰り上げ償還をする、そのために同時に一般会計におきまして同額の建設公債を発行せざるを得ない。こういうことでございします。で、当然両方のケースで財政に対する影響は違つたわけでございまして、今回の場合はそういう大変厳しい財政状況であるといふことから、ある意味ではやむを得ずお願い申し上げます。そういうこととでございます。

○佐々木(陸)委員 当然やむを得ない措置といふことであると思ふのです。利子や元本とも、他の建設国債と同様重圧として国民に残つてくるというところでございします。

そこで、もう一つ聞きますけれども、無利子貸し付けのBタイプは一九九〇年度と九一年度の二年間で約二兆七千億円あると言われておりますけれども、来年度の予算編成でも、今回の補正予算案と同様に定率繰り入れの停止とNTT事業の繰り上げ償還を行うつもりでございられるのかどうか。その見通しについて聞きたいと思ひます。

○竹島政府委員 六年度の予算につきましては目下事務局において鋭意作業中でございますが、御質問の定率繰り入れの取り扱い及びNTT-Bの繰り上げ償還につきましては結論が出ています。現在、深刻な財政事情を踏まえまして引き続き検

討させていたきたいと考えております。

○佐々木(陸)委員 今度の補正案によりまして今年度の国債発行は総額十三兆九千九百二十億円で、これは、赤字国債発行のもとにあつた過去最高の十五兆二千七百億円、一九七九年度当初にも届くものであります。国債依存度は高水準の一八・六%、発行残高も百八十八兆円と異常な状況になります。

政府は、一九九〇年度に赤字国債発行から脱却したときに、依存度五%を目指す新財政再建目標を決めましたけれども、この目標はどこへ行くことになるのか。見直しをするのか。その点についてお聞きしておきたいと思ひます。

○竹島政府委員 平成二年三月に提出をされました財政審の報告におきまして、今御質問のようなポスト特例公債の新たなといいますか、中期的な財政運営の基本目標として具体的に示されたものといたしまして、平成七年度を目途といたしまして公債依存度を「五%を下回る水準」として財政運営に努めるべきであるということがなされております。これを現在堅持して財政運営に努めてきているところでございます。

確かに、御指摘のとおり足元の財政状況は極めて厳しいという問題がございますけれども、私どももいたしましては、この目標はあくまでも中期的な財政運営の努力目標ということでございまして、建設公債を含めて公債残高が累増しないような財政体質をつくっていくということは、今後ともなお非常に重要なことであると考えております。

毎年毎年の予算編成を取り巻く状況、具体的には経済状況でありますとか財政状況によりまして一律にはまいりませんけれども、この基本的な考え方は堅持して、その目標に向かって最大限の努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○佐々木(陸)委員 ことし七月のある新聞で、国債の六十年償還ルールを崩そうとしているというような見通しが語られたことがあります。よもや

そんなことを考えてはおられないと思ひますが、確認をしておきたいと思ひます。

○竹島政府委員 六十年償還ルールを変更するということは考えておりません。

○佐々木(陸)委員 この法案については、先ほど申し上げましたとおり、私たちは反対の態度を表明しておくものであります。

時間がなくなりましたが、農業共済再保険金支払い不足財源対策法について一言申し上げておきたいと思ひます。

もちろん、本年度のこの夏の異常気象による戦後最悪の水稲等の凶作によりまして被害を受けた農家等への共済金の支払いを緊急に行うために再保険金の支払い財源の不足対策を行うものであつて、それ自身は当然の措置というふうに考えます。一日も早くこういう措置が行われることを望むものであります。しかし、この借入金による不足財源補てんという問題にかかわつて、従来政府は不足財源を一貫して一般会計から補てんしてきたわけですが、今回は一般会計が苦しいということで、異例にも資金運用部資金からの借入金で賄おうとしているわけです。安易に資金運用部資金に依存するやり方は昨今多方面から批判されているところであり、厳しい歯止めが必要なのではないかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○竹島政府委員 今回、御指摘のとおり大変大きな再保険金の支払い財源の不足を来したということで、その手当てにつきましては、一般会計からの繰り入れによらずに、効果は同じでございますけれども、資金運用部からの借り入れによつて利子は一般会計が負担する、そういうスキームにさせていたいただきたいということをお願い申し上げているわけでございます。

確かに、借金に頼むということにつきましては、そうでない場合に比べまして、財政の健全性という見地からは好ましくないことはそのとおりだと思ひますけれども、大変厳しい財政状況の中で、かつきちんとこの共済金を各農家にお支払いするために、いろいろ考えた結果、ぎりぎりのものと

してこういう措置をお願い申し上げている次第でございます。

○佐々木(陸)委員 不足財源を従来の一般会計でなくして借入金で対処するということも重大な問題だと思ひますけれども、その償還財源について、政府の責任を回避して、筋違いの米緊急輸入による差益を当て込んでいる。これは全く筋が違ふのではないかとこのことを私は言わざるを得ないと思ひます。

今度の凶作は、確かに自然災害という要素を大きく持っているわけでありまして、その自然災害に対しては、政府がこれを救済する措置をとらなければならぬわけですが、凶作がちょっと起こつたからといってたちどころに米不足になるというのとは、これは自然災害の問題ではなくてまさに政治の責任、政府の責任であるわけでありす。その米の不足を補う緊急輸入米の差益を、この自然災害の当然政府が面倒を見なければならぬ方向に回すというやうなやり方には、私は率直に言つて納得できないものを強く感じざるを得ないと思ひますが、その点について何かありましたら、一言。

○眞鍋政府委員 先ほど大蔵省から御答弁ございましたように、ことしの災害というのは大変異常でございます。そこで、再保険金の支払いにつきましても膨大な額になるということで、一方国の財政事情は非常に厳しい。こういう条件の中でぎりぎりの選択といたしまして、財投資金を借りまして、それに対して利子部分は一般会計から全額負担をするということによりまして、これまでの一般会計からの繰り入れと同様の、実質上同様の効果を生むようにしておるということでございす。

さらには、米の緊急輸入に伴う差益を充てることについての御指摘でございますが、これにつきましましては、片方でこのやうな凶作ということで農家が大変困つておるという状況、そういう同じやうな原因に基づきまして、緊急に米を輸入しなければいけないという状況が生じたわけござい

す。そういうことから、食糧会計におきまして一時的な利益が出るということでございすので、こういう一時的な利益を困つておる農家の共済金の支払いのための財源にするということと、特別にこのやうなことをお願いしておるわけでございます。

これにつきましては過去の、この農業共済の制度発足当初でございますが、食糧特別会計から農業共済の特別会計に繰り入れをしたという例もございす。そういう例にもかんがみまして、そういうぎりぎりの選択としてこういう措置をお願いしておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 凶作と米不足が同じものから発生しているというのですが、先ほど私が申し上げましたように、凶作は確かに自然災害かもしれないけれども米不足は政治災害だという点で、これを同じものとみなしてこのお金を充てることは納得できないということを申し上げまして、時間になりましたので質問を終わります。

○宮地委員 次回は、来る七日火曜日午後六時二十分理事會、午後六時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後八時四分散會

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

平成五年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、同年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成五年度において低温等による水稻等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金（以下「平成五年度再保険金」という。）の支払財源の不足に充てるため農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。）第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金（以下「平成五年度借入金」という。）に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることができ、

(一般会計からの繰入れ)

第三条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

一 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金

二 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金

2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 政府は、平成五年度産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金は、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

第五条 政府は、第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れらるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、第三条第二項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理

勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成五年度において低温等による水稻等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年十二月十三日印刷

平成五年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局